

令和 3 年 1 月 14 日

法務大臣 上川 洋子様
厚生労働大臣 田村 憲久様
経済産業大臣 梶山 弘志様

コロナ感染症感染防止対策により国家試験受験が不可能になった

EPA看護師介護福祉士候補者への特例措置に関する

要望書

要望者

団 体：看護と介護の日本語教育研究会

代表幹事 西郡仁朗

(東京都立大学人文社会学部長)

要望内容

令和 3 年 1 月 31 日実施予定の介護福祉士国家試験および令和 3 年 2 月 14 日実施予定の看護師国家試験において、発表された新型コロナウイルス感染防止対策によれば発熱等の症状がある者は受験できないこととなりますが、現時点では両試験とも新型コロナウイルス感染防止対策により受験できなかった者に対して再試験等の救済措置は行わないとなっています。

もし EPA 看護師・介護福祉士候補者たちがこれらの措置により国家試験の受験機会を失った場合、EPA 経済連携協定の規定で定められた在留期限最終年度の受験機会を得ないまま帰国することになってしまいます。

しかしながら EPA 看護師・介護福祉士候補者たちは、来日以来約 4 年間、国家資格取得を目指して、研修に学習に励んできています。受験できなくなった候補者たちは、今回の受験の機会を逸すると、帰国を余儀なくされますが、そのことは看護師・介護福祉士候補者本人にとってだけでなく、研修を実施してきた受入れ機関や研修を支援してきた日本国にとっても大きな損失です。また EPA 看護師・介護福祉士候補者は 2 国間の経済連携協定に基づき看護師・介護福祉士の国家資格を取得することを目的として、協定で認められる滞在の間(看護 3 年間、介護 4 年間)に就労・研修することになっていますので、新型コロナウイルス感染症という予測不能な事態であっても最終年度の受験機会がないままに帰国することは経済連携協定の趣旨からも避けるべきではないかと考えます。

したがって EPA 看護師・介護福祉士候補者の最終年度受験者(含む特例滞在延長による受験者)については特例措置として 1 年間の滞在延長を認めることを要望します。

参考資料

「令和2年度厚生労働省所管医療関係職種国家試験における新型コロナウイルス感染症対策について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15202.html

「国家試験に係る新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について」

http://www.sssc.or.jp/info/pdf/pdf_info20201207_1_.pdf